



成迫社会保険労務士法人
松本事務所 TEL 0263-33-2223
長野事務所 TEL 026-291-4152

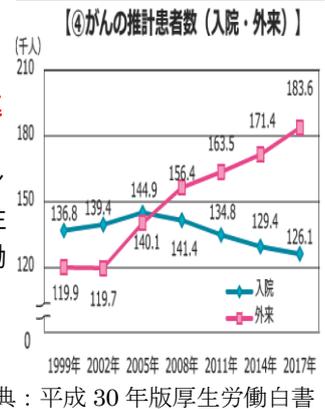
株式会社 経理代行
松本事務所 TEL 0263-38-7300
長野事務所 TEL 026-291-4160
飯田事務所 TEL 0265-25-0261



仕事と治療の両立支援について

先日、平成30年版厚生労働白書が公表されました。そのメインテーマとして政府が進める「1億総活躍社会」の実現に向け、**障がいや病気などを有する方々の社会参加や就労の促進を取り上げており、政府として体制の整備・促進をより進めていく見込みです。**

医療技術の進歩により、がんなどの病気の治療は入院治療から通院治療にシフトしてきています。そのため通院治療を受けながら就労を継続できる可能性が増えてきました。また患者の多くも、経済的な面や、モチベーションから働きながら治療を受けられることを希望しています。このような流れの中で、企業側には、働きながら治療を続けられる体制づくりが求められています。



企業としての体制づくりのポイント

社内の相談体制の整備

相談担当者を設け、治療計画に沿って休職（制度整備も必要）、復職について、相談できる体制を整え安心して治療を受けられる体制を整備

柔軟な働き方の整備

- ①在宅勤務制度の導入
職務を洗い出し、在宅勤務が可能な業務について、マニュアル化する
- ②治療等休暇制度（休暇取得単位・日数・賃金の支払いの有無についてもきちんと整備）
治療の為に休暇制度や治療後休暇制度（副作用で体調の優れない場合の休暇）の導入
- ③時差出勤、短時間勤務制度等の導入
働きながら安心して治療をうけられるよう、勤務時間の調整が可能な制度を導入

【導入事例】

従業員が透析治療を受けるため、短時間勤務制度を導入。働きながら週3回の透析治療を受けられる環境を整備。



担当従業員の育成

病気治療中の従業員の業務遂行に必要なサポートをする従業員の教育及び指導

仕事と治療を両立させるためには、企業側の理解と配慮が重要です。大事に育成した従業員の離職を回避し、安心して治療を受け、就労を継続できるような環境整備をご検討下さい。また、仕事と治療の両立制度を整備する企業に対しての助成金もございますので、詳細は弊社担当までご相談下さい。

原 季子

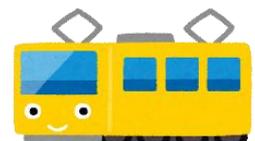
消費税増税に伴う通勤手当の変更に注意しましょう！

2019年10月の消費税増税に伴い、公共交通機関の運賃の改定が行われます。通勤定期代を通勤手当として支給している場合は、支給額の見直しが必要です。通勤方法や通勤距離は、従業員によって異なります。この機会にそれぞれの給与規程の支給基準に従い通勤手当の取り扱いについて確認しましょう。

通勤手当チェック

- 10月以降の通勤定期の新料金、通勤手当の変更時期（何月支給分から）を確認しましょう
- 定期券や回数券などを購入した際には、購入内容が分かる領収書を提出してもらい、内容を確認しましょう

- 入社時や住所変更、運賃改定時など通勤費に変更があったときは、「通勤手当申請書」などを提出してもらい、通勤方法や通勤経路、通勤定期代を確認しましょう



塚原 洋子